

住み慣れた地域で どんな時も 安心して暮らせるために
那須塩原市社会福祉協議会
法人後見事業のごあんない



成年後見人には、親族や専門職などの個人だけでなく「法人」が選任されることがあります。那須塩原市社会福祉協議会では法人後見事業を実施しており、「法人」ならではの特徴を活かし、地域の権利擁護を推進していきます。

法人後見とは

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が本人の成年後見人等（後見・保佐・補助）に就任することです。親族や弁護士等の専門職が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を社会福祉協議会が行います。

法人後見のメリットとしては、意思決定支援や身上の保護をより重視した支援が可能であることが挙げられます。社会福祉協議会がもつネットワークを活かして、地域・医療・介護・福祉等の様々な能力やスキルを持った人材が多面的な視点で支援を行うことができます。また、長期間の後見業務の実現、相互牽制機能による適切な後見業務の遂行が挙げられます。

成年後見制度とは

成年後見制度は、すでに認知症、知的障害、精神障害等で自分自身で法律行為を行うことが難しい場合に家庭裁判所が適任と思われる援助者を選任します。本人の権利と財産を守る後見人等を選ぶことで、本人の意思を尊重した安心した生活が送れるように法律的に支援するための制度です。

本人の判断能力の程度や状態に応じて『後見』『保佐』『補助』の3つのタイプがあります。また、将来的に判断能力が低下した場合に備える『任意後見制度』があります。

制度		法定後見制度			任意後見制度
類型		後見	保佐	補助	
本人の判断能力		支援を受けても、契約等の意味・内容を理解し、判断することができない。	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を理解し、判断することが難しい場合がある。	将来の判断能力低下に備えて、判断能力が十分なうちに契約（任意後見契約）を締結する。
本人の同意		不要	不要 ※代理権の付与の申立ては同意要	必要	必要
本人を保護する人		後見人	保佐人	補助人	任意後見受任者 → 任意後見人
権限	代理権	本人が行う全ての法律行為	本人の同意を得た上で申立てをし、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で申立てをし、家庭裁判所が認めた法律行為	本人の判断能力が低下し、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されてから始めて効力が生じる。権限は「代理権」のみで「同意権・取消権」がない。
	同意権取消権	日常生活に関する行為※以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為		

※日用品（食料品や衣料品等）の購入など



成年後見人等の仕事について

身上保護

住まいに関すること

借家の契約や家賃の支払いなど

医療に関すること

医療機関の受診、治療、入院などの契約、その費用の支払いなど

福祉サービスに関すること

施設入所や退所の手続き、福祉サービスの利用契約やその支払いなど

生活に関すること

本人の状況把握、生活の見守り、教育に関することなどの支援

●以下のような内容は後見人等に権限が与えられていません。

- ・身元引受人、保証人
- ・手術等の医療同意
- ・買い物、通院、介護などの事実行為
- ・遺言や養子、認知、結婚や離婚などの意思表示

財産管理

日常的な金銭管理

収入（年金、給与、預貯金、生命保険など）、支出（生活費、公共料金、税金、保険料など）の管理

預貯金に関する取引

銀行や郵便局など金融機関との取引

財産に関する必要な手続きなど

不動産など重要な財産の管理、保存、処分など
相続人としての遺産分割手続きなど

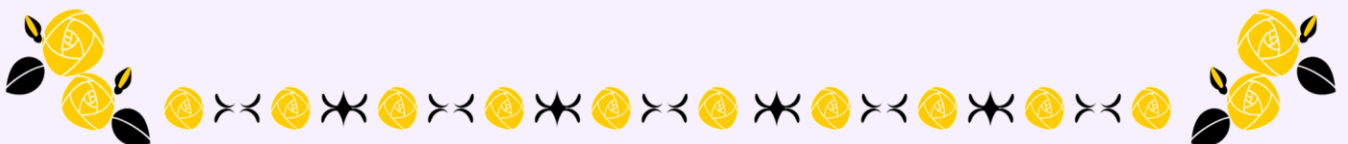


那須塩原市社会福祉協議会法人後見事業の対象者

- ・那須塩原市内で生活している方
- ・紛争性（金銭トラブルなど）のない方
- ・他に適切な成年後見人等が得られない方

成年後見制度の利用でかかるお金について

- ・制度の利用が始まると成年後見人等の報酬として、家庭裁判所が決定した金額を年に1回いただきます。
- ・家庭裁判所に申立てる時の費用は別途かかります。
（申立て手数料：収入印紙 800円、登記手数料：収入印紙2,600円、その他郵便切手代や鑑定料など）



日常生活自立支援事業について

認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方など、判断能力に不安があり、福祉サービスの利用や生活費の管理に困っている人が、地域で安心して生活できるようにお手伝いする事業です。

支援の内容

- ①福祉サービス利用援助（福祉サービスの情報提供や契約等の支援）
- ②日常的な金銭管理
- ③大切な書類の預かり

利用の仕方

- ①那須塩原市社会福祉協議会（あすてらすなすしおばら）へ相談
- ②訪問調査
- ③支援計画の作成
- ④契約
- ⑤支援の開始

費用

相談から契約までは無料
支援開始後は支援1回あたり利用料1,000円、預かり料1ヶ月500円

ご本人の判断能力と、どんなことに困っていて、どんな支援が必要かをよく考えて、その方に合った制度を活用していくことが大切です。



ご相談・問合せ

那須塩原市社会福祉協議会

☎ 0287-38-1161

☎ 0287-36-8710

✉ info@ns-shakyou.jp

対面での相談をご希望の場合は事前にお電話ください

〒329-2705 那須塩原市南郷屋5丁目163番地

ホームページ <http://ns-shakyou.jp/>



ホームページ